

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 宮前小学校内学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>	
①各施設単位で、運営の内容について確認します。	
②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。	
③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。	
④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。	
例えは「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でdropdownリストから選択してください。なお、評価の対象に当たる場合は、「-：該当しない（評価の対象に当たらない）」を選択してください。	
⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）コメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。	

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	定期的に全員で「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を確認する機会を設けています。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	「放課後児童クラブ運営指針」を定期的に確認することで、放課後児童クラブの役割について理解を深めています。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	「放課後児童クラブ運営指針」を定期的に確認することで、目的について理解を深めています。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者や学校等の関係機関と、可能な範囲で最大限の連携を図り運営にあたっています。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	「放課後児童クラブ運営指針」を定期的に確認することで、放課後児童支援員の役割について理解を深めています。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	「放課後児童クラブ運営指針」を定期的に確認することで、その社会的責任について理解を深めています。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	放課後児童支援員が与える影響が様々な方面に及ぶことを理解し、その倫理を自覚して、更なる育成支援の向上に努めています。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取り組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めています。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	保護者や子どもに向けて意見箱やポストを設置し周知すると共に、「報・連・相」を徹底し内容や対応を共有し、職員間の連携を図り、施設長を中心とした迅速かつ丁寧な対応に努めています。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	会議の開催・会議録の作成を行い、情報共有を図る等自己研鑽に励み、職員のチーム力を向上させ、更に上の事業内容を目指すべく努力している。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達の特徴や発達過程について理解し、職員間で更なる理解を深めながら育成支援に努めています。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	全職員が、放課後児童クラブの子ども一人ひとりを理解し、子どもが安心して過ごせるように、育成支援の内容について理解を深めています。
	(2)育成支援の留意点	○	放課後児童クラブにおける育成支援の留意点について、定期的に確認することで理解を深め、日々の支援を行っている。
9 障害のある子どもの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	○	「放課後児童クラブ運営指針解説書」を確認し、受け入れの考え方の理解を深め、可能な限り受け入れに努めています。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障がいのある子どもの育成支援にあたっての留意点を全職員が理解し、個々の子どもの状況に応じて育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもの対応	(1)児童虐待への対応	○	学校・児童館・放課後子ども対策課・こども家庭センター等の関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもの対応	○	家庭の養育について特別な支援が必要な子どもには、子どもと保護者の関係維持に留意し、関係機関と連携して適切に対応している。
	(3)特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に細心の注意を払っている。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	連絡帳を最大限活用しながら、個人面談の実施、児童送迎時や保護者からの電話連絡の際等、あらゆる場面で積極的に保護者とコミュニケーションを図っている。また、保育参観や保護者会の実施、クラブだよりの発行等、積極的に保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	全職員が、保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	保護者との協力関係の下、行事への参加や新しい形での協力を呼びかけ、保護者同士の繋がりを大切にし連携を図っている。昨年度より、サポート（旧父母会）と名称を変更し、継続して活動を続いている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	育成支援に係る職務内容を、適切に実施している。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	運営に関わる業務の取り組みを、適切に実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	日常的に、副校長先生はじめ委託教諭や支援学級担当教諭、在籍児童各担任教諭らと、様々な内容において情報共有を行うと共に、登所ルートなどにもご配慮いただき連携を図っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校との連携は、個人情報や秘密保持について、学校と学童保育クラブどちらも細心の注意を払い行っている。
14	保育所・幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	要支援児童の保育参観や要配慮児童に関する情報共有を行っている。また、入所予定児童の入所前学童保育クラブ訪問受入について、各保育園と連携を図っている。
15	地域・関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	自由が丘住民区住民会議定例会や十中地域一斉あいさつ運動等、地域や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。また、ここ数年「住区まつり」ブース出店や自由が丘まつりポスター・コンクールへの参加を続けている。
16	学校・児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を全職員が理解し、ラーニング・リラクゼーションを積極的に利用し、7月には運営協議会に参加する等、関係機関と連携を図っている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	感染症防止の観点から、徹底した施設独自の衛生管理表を作成し、それに基づき日常の衛生管理を適切に行っている。感染症発生時の備え、及び対応方針については、職員間で徹底している。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	施設内の環境整備を日々見直しながら、児童への事前の声掛け等事故や怪我を防止するための対策を講じている。発生時における対応方針については、「報・連・相」を徹底し対応に努めている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	毎月必ず1回、施設内安全点検、及び、防災訓練を行い、災害等の状況に応じて適切な対応が取れるように備えている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	登校日の登所にに関しては、学校と連携を図り、昇降口まで職員が迎えに行き、登所ルートも校内を通っている。また、毎年登所・降所時における、危険箇所の調査を行っている。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント	
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	占有区画を有している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	衛生及び、安全が確保された設備を備え、備品は必要に応じて購入し、充足させている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	2人以上の放課後児童支援員を配置している。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を整えるよう適切に整備している。	
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。